法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………

畜

産

課) :: =

(障害福祉課)

林

課)

: =

同同政同

: :

台右

同.....

同.....

○右 〇右

〇右

会警

計察

課部

:

氏名

称

又 名は 同

:

Ħ. Ŧî. Ħ. 깯

正

誤

同 同 同

三年 (水曜日)

令和

令和三年七月十四日

より公示する。

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………

保高

険 福

告

示

目

次

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための ○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………

> 青森県知事 村 申 吾

仁会医療法人明	氏名 称 又 名は	指定居宅サ
六七字金谷沢一の一	所在地又は住所主たる事務所の	ービス事業者
ショリ問 ンテリリ ーハ	類 ビ ス の 種 	
なす苑 なす苑 はま	名称	事居宅サーバ
六七谷沢一の	所在	業 新を行う
三令・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八・八	地 年 月 日	

青森県告示第四百八十四号

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表…………

(総務学事課)

:

(農村整備課)

: 四四

県東

民地

局域

:

四

公

○県営土地改良事業計画の変更の決定……………………

同.....

県中

民地

局域

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、 次

令和三年七月十四日

: :

青森県知事 村 申 吾

事 業 者 所在地又は住所 のサー 種単 類 ス 大 名 行う事業 所介護予防サービス事業を 称 所 在 地 年指 月 日定

第三百三十四号

示

青森県告示第四百八十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

仁会 大七字の市大字奥内 シビ訪介 ヨリ問護 ンテリア ーハ防 | 六七 | 六七 | 一六十字奥内 | 三令 · 和 · · ·

青森県告示第四百八十五号

生医療) 百二十三号)第六十五条の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 がその指定を辞退したので、 同法第六十九条第三号の規定により公示する。 次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更 (平成十七年法律第

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申

吾

青森県告示第四百八十七号

おいらせ調剤薬局	名	
, .	称	
上北郡おい	所	
いらせ町上明堂九	在	
	地	
三令和七三	年 月 日 日	

青森県告示第四百八十六号

示する。 催要綱(昭和五十六年十二月青森県告示第千五十七号)第二条第二項の規定により告 人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開 家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により家畜

令和三年七月十四日

青森県知事

三

村

申

吾

開催期間

開催場所 令和三年九月八日から同年十月八日まで(土曜日、 日曜日及び祝日を除く。

地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所 (上北郡野辺地町

三 講習人員及び受講対象者

- 1 十五人以内
- 2 県内在住者に限る。

兀 対象家畜

Ŧi. 受講申請手続

域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。 受講希望者は、 受講願書に関係書類を添えて令和三年八月二十日までに所管の地

六 その他

- 1 家畜保健衛生所で交付する。 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び各地域県民局地域農林水産部
- 2 林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所管の地域県民局地域農

次のとおり豚熱の発生を予防するための注射を受けることを命ずる。

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定により、

令和三年七月十四日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

実施する区域 豚熱の発生予防

実施の目的

 \equiv 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内全域

飼養している豚及びいのししであって、 当該区域を所管する家畜保健衛生所長が

必要と認めるもの

四 実施の期日

令和三年七月三十日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を所

管する家畜保健衛生所長が指定する期日

Ŧī. 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

青森県告示第四百八十八号

ので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。 農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申

吾

保安林予定森林の所在場所

平川市葛川上の平二五の一二八(次の図に示す部分に限る。)、家岸三六(次の

図に示す部分に限る。) 保安林指定の目的

指定施業要件

一砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百八十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

令和三年七月十四日

(

保安林予定森林の所在場所

青森県知事 三 村 申

吾

弘前市大字小栗山字稲苅沢一一

保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市

役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第四百九十号

ので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。 農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

令和三年七月十四日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

保安林予定森林の所在場所

南津軽郡大鰐町大字八幡館字樺ノ沢九の三(次の図に示す部分に限る。)

保安林指定の目的 土砂の流出の防備

 \equiv 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

水産部林政課及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林 次のとおりとする

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

概要を次のとおり公表する。 令和三年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の

令和三年七月十四日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

県営土地改良事業計画の変更の決定

告し、次のとおり縦覧に供する。 を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公 前中央地区の県営土地改良事業(集落基盤整備事業 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、 (農業用用排水施設整備))計画 弘

算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなけ 提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 ればならないこととされている。 に審査請求を行った場合には、 六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して 土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、 その審査

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申

吾

る。

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

令和三年七月十五日から同年八月十六日まで

 \equiv 縦覧の場所

弘前市役所

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和三年七月十四日

商号又は名称 株式会社佐藤建業

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

代表者の氏名 千葉昇

主たる営業所の所在地 青森市大字宮田字玉水五六五

許可番号 青森県知事許可 (特— 第一八五〇号

四

Ŧī.

 \equiv

取消年月日 令和三年六月八日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和三年五月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

建設業者の許可の取消し

(5) 令和3年7月14日 水曜日

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称

氏名 田澤卓大

 \equiv 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字大根子字村立五八の

(般—三〇) 第二〇〇七六八号

六 五 取消年月日 令和三年五月二十四日 四

許可番号 青森県知事許可

取消しに係る建設業の許可

屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和三年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和三年七月十四日

青

る

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称

氏名 岩滝義則

主たる営業所の所在地 弘前市大字鼻和字西田 一四九の一二

四 許可番号 青森県知事許可 (般—二八) 第二〇〇六六一号

Ŧī. 取消年月日 令和三年五月1

取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

令和三年七月十四日

商号又は名称 タウンサービスカミタイ

青森県知事

三

村

申

吾

氏名 上平昭一

 \equiv 主たる営業所の所在地 八戸市大字鮫町字下松苗場五の三五

許可番号 青森県知事許可(般—二九)第三〇〇〇七九号

四

五. 取消年月日 令和三年六月十五日

取消しに係る建設業の許可

んせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、 舗装工事業、

しゆ

七 取消しの原因となった事実

同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項五号の規定に該当する。 令和三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申

吾

商号又は名称 タウンサービスカミタイ

氏名 上平昭

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字鮫町字下松苗場五の三五

正

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項五号の規定に該当する。

六 五 四 取消しに係る建設業の許可 取消年月日 令和三年六月十五日 許可番号 青森県知事許可(般—一)第三〇〇〇七九号

取消しの原因となった事実 解体工事業に係る一般建設業の許可

七

令和三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

警 察 本 部 会 計 課

第三百三十号 云	発行年月日
公告	区分
二	区分ページ
下	段
ら 残 ろ か	行
令和四年十月三十日まで	誤
令和四年十月三十一日まで	正

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

誤